

一般社団法人 日本産業技術教育学会 編集委員会規約

第1章 総則

第1条 本規約は一般社団法人日本産業技術教育学会編集委員会（以下、編集委員会と呼ぶ。）の運営について規定する。

第2条 編集委員会は日本産業技術教育学会誌（以下、会誌と呼ぶ。）の編集・公開及びその他の著作物の刊行に関する業務を行う。

第3条 編集委員会は前条の業務を行うために、次の事業を行う。

- (1) 常任編集会議及び全体編集会議の開催
- (2) 会誌の編集・公開とその他の著作物の刊行
- (3) その他、一般社団法人日本産業技術教育学会理事会（以下、理事会と呼ぶ。）から委託された事業

第2章 委員等

第4条 編集委員会の委員は次の4種とする。

1. 編集委員長
2. 副編集委員長
3. 常任編集委員
4. 編集委員

(1) 常任編集委員は一般社団法人日本産業技術教育学会の正会員（以下、正会員と呼ぶ。）の中から分科会ごとに1名選出され、理事会で承認された者で、常任編集会議及び全体編集会議の委員となる。ただし、編集委員長が必要と判断する場合は、一般社団法人日本産業技術教育学会細則第5条に規定する細分化された分科会から選出することができる。

(2) 編集委員は正会員の中から分科会ごとに2名選出され、理事会で承認された者で、全体編集会議の委員となり、常任編集委員を補佐する。ただし、前項で細分化された分科会から常任編集委員が選出された場合は、編集委員も細分化された分科会から2名選出するものとする。

(3) 編集委員長は常任編集会議及び全体編集会議を代表し、その議長となる。

(4) 副編集委員長は常任編集委員の互選によって定める。

(5) 副編集委員長は編集委員長を補佐し、編集委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第3章 常任編集会議及び全体編集会議

第5条 編集委員会には、常任編集会議、全体編集会議及びその他理事会が必要と認めた会議を置く。

第6条 常任編集会議は、編集委員長、副編集委員長及び常任編集委員で構成し、次の事業を行う。

- (1) 会誌の編集・公開及びその他の著作物の刊行
- (2) 編集委員会規約の変更
- (3) 投稿規定と投稿論文執筆要領の管理・運用

第7条 常任編集会議の開催は次の通りとする。

- (1) 常任編集会議は編集委員長が招集する。
- (2) 常任編集会議は会誌の編集・公開及びその他の著作物の刊行のために年4回以上開催する。
ただし、編集委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

第8条 全体編集会議は、編集委員長、副編集委員長、常任編集委員及び編集委員で構成し、会誌の編集・公開及びその他の著作物の刊行に関して、常任編集会議を補佐する。全体編集会議は編集委員長が必要と認めるときに招集する。

附則

2018年8月25日制定

2018年12月1日改定